

共同新設分割に係る事後開示書面  
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び同法施行規則第 209 条に定める書面)

2023 年 10 月 2 日

三井化学株式会社  
旭化成株式会社  
エム・エーライフマテリアルズ株式会社

2023年10月2日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
三井化学株式会社  
代表取締役 橋本 修

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
旭化成株式会社  
代表取締役 工藤幸四郎

東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
エム・エーライフマテリアルズ株式会社  
代表取締役 築瀬 浩一

### 共同新設分割に係る事後開示書面

三井化学株式会社（以下「三井化学」といいます。）及び旭化成株式会社（以下「旭化成」といいます。）は、2023年8月28日付で作成した共同新設分割計画に基づき、2023年10月2日を効力発生日として、三井化学及び旭化成の不織布事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を、共同して新たに設立するエム・エーライフマテリアルズ株式会社（以下「エム・エーライフマテリアルズ」といいます。）に承継させる共同新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

会社法第811条第1項第1号、会社法第815条第3項第2号及び同法施行規則（以下「規則」といいます。）第209条所定の本件新設分割に関する事後開示事項は下記のとおりです。

#### 記

1. 本件新設分割が効力を生じた日（規則第209条第1号）

2023年10月2日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続きの経過（規則第209条第2号）

本件新設分割は、三井化学及び旭化成において、会社法第805条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第805条の2但書により、反対株主による本新設分割の差止請求に係る手続は行われておりません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（規則第209条第3号）

- (1) 会社法第 806 条の規定による手続の経過  
本件新設分割は、三井化学及び旭化成において、会社法第 805 条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第 806 条の適用はなく、反対株主の株式買取請求に係る手続は行われておりません。
- (2) 会社法第 808 条の規定による手続の経過  
本件新設分割に際して、三井化学及び旭化成において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に係る手続は行われておりません。
- (3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過  
三井化学及び旭化成は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 28 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者ありませんでした。

4. 本件新設分割により新設会社が三井化学及び旭化成から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第 209 条第 4 号）

エム・エーライフマテリアルズは、2023 年 10 月 2 日をもって、三井化学及び旭化成それぞれから、共同新設分割計画書に定める本件事業に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。エム・エーライフマテリアルズが三井化学及び旭化成から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 50,203 百万円（概算値）及び 3,613 百万円（概算値）です。なお、エム・エーライフマテリアルズが三井化学から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 28,965 百万円（概算値）及び 3,490 百万円（概算値）、旭化成から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 21,238 百万円（概算値）及び 123 百万円（概算値）です。

5. その他本件新設分割に関する重要な事項（規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以 上